「幼児教育アドバイザー」「スクールソーシャルワーカー」

「専門分野に係る幼児教育アドバイザー」訪問　実施要項

山口県乳幼児の育ちと学び支援センター

１　趣旨

乳幼児期の教育及び保育、福祉に関する専門的な知見や豊富な実践経験を有する「幼児教育アドバイザー」「スクールソーシャルワーカー」「専門分野に係る幼児教育アドバイザー」（以下「アドバイザー等」という。）が、保育所・幼稚園・認定こども園等からの要請に応じて、訪問支援等を行う。

２　訪問内容

（１）幼児教育アドバイザー

　　（例）〇幼児教育・保育施設等への訪問による助言

　　　　　〇研修会における助言　等

（２）スクールソーシャルワーカー

　　（例）〇課題を抱える乳幼児が置かれた環境への働きかけについての助言

　　　　　〇研修会やケース会議等における助言　等

（３）専門分野に係る幼児教育アドバイザー

　　（例）〇園内研修や講演会等における助言　等

３　アドバイザー等訪問の流れについて

（１）訪問を希望する園は、山口県乳幼児の育ちと学び支援センターに電話で内容等について伝え、アドバイザー等訪問申込書に必要事項を記入し、山口県乳幼児の育ちと学び支援センターに送付する。

（２）山口県乳幼児の育ちと学び支援センターは、訪問を希望する園及びアドバイザー等と連絡調整を行い、訪問期日・内容等を決定した後、訪問決定通知により訪問を希望する園に連絡する。

（３）アドバイザー等が、園を訪問する。

（４）アドバイザー等訪問を実施した園は、訪問アンケートに回答する。

４　経費の負担範囲

　　アドバイザー等訪問に関して山口県乳幼児の育ちと学び支援センターが負担する経費は、次に掲げるものとする。

（１）アドバイザー等の助言に対する謝金

（２）アドバイザー等の訪問に係る旅費

５　その他

　　この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。